（調査票及び集計表の保存期間）

第十一条　経済産業大臣の保存する調査票の保存期間は、一年とする。

２　経済産業大臣は、調査票及び集計表の内容を収録した電磁的記録を永年保存する。

［削る］

（調査票及び集計表の保存）

第十二条　経済産業大臣の保存する調査票の保存期間は、一年とする。

２　経済産業大臣は、調査票及び集計表の内容を収録した磁気媒体を永年保存する。

別表第二（第六条関係）

報告義務者	調査票の種類	提出部数	提出時期	調査票の受理機関
製造業者、輸入業者、特定石油販売業者及び原油受入業者	石油製品製造業者・輸入業者月報	一部	調査月の翌月十二日	経済産業大臣

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和二年七月一日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年七月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―三〇―一〇〇

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（防疫等作業手当） **第十二条**　防疫等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。 一～四　（略） 五　農林水産省動物検疫所に所属する職員又は同省動物医薬品検査所に所属する職員のうち行政職俸給表の適用を受ける職員が家畜伝染病予防法第二条に定める家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ症及び鼻疽に限る。）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）第十四条に定める感染症の病原体に汚染されている区域において患畜の飼育、当該病原体に汚染され、若しくは汚染されているおそれがあると認められる輸出入動物その他の物の検疫又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。 ２　（略）	（防疫等作業手当） **第十二条**　防疫等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。 一～四　（略） 五　農林水産省動物検疫所に所属する職員又は同省動物医薬品検査所に所属する職員のうち行政職俸給表の適用を受ける職員が家畜伝染病予防法第二条に定める家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽に限る。）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）第十四条に定める感染症の病原体に汚染されている区域において患畜の飼育、当該病原体に汚染され、若しくは汚染されているおそれがあると認められる輸出入動物その他の物の検疫又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。 ２　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。